相続を知ろう

早わかり!相続対策のポイント

第10回: 相続税の申告は いつまでにすればいいの?

作成: **東海東京ウェルス・コンサルティン**グ

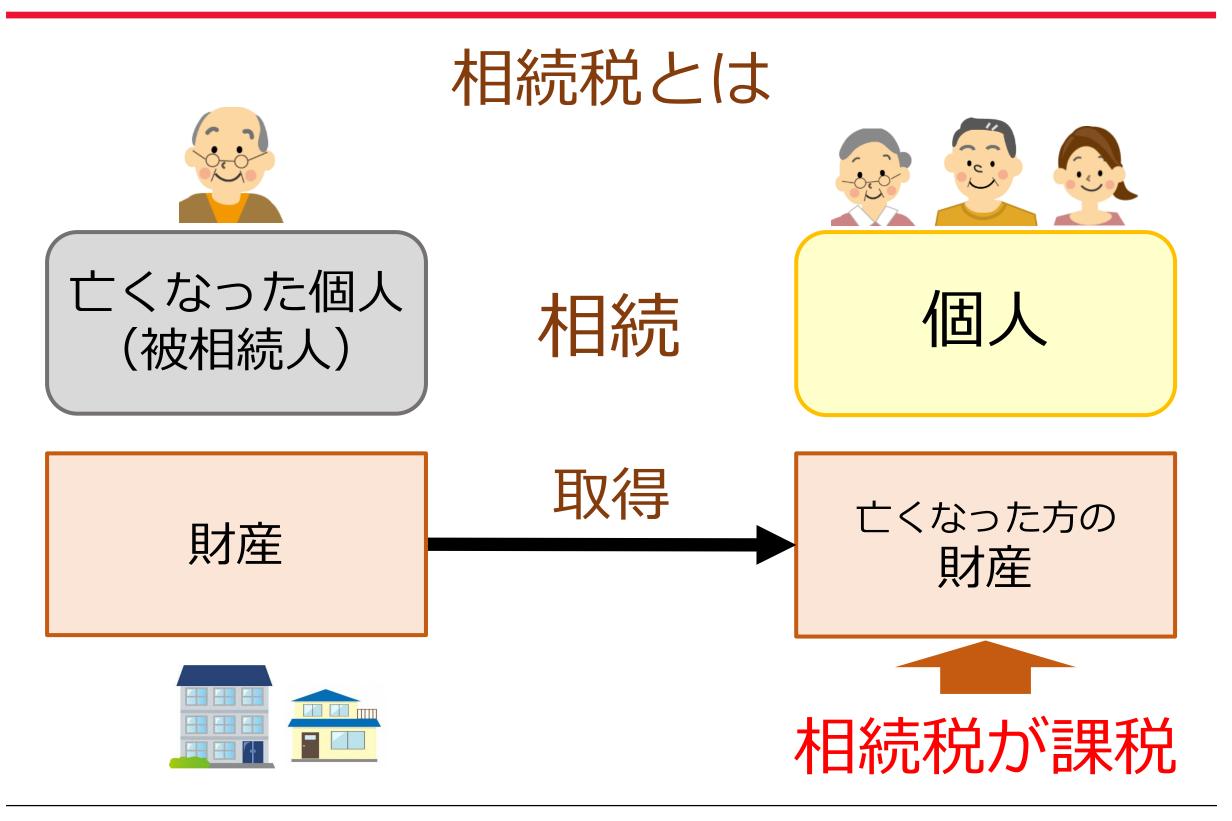
1. 相続税の申告はいつまでにすればいいの?

相続税の申告は、 どのような場合に必要? いつまでにするの?

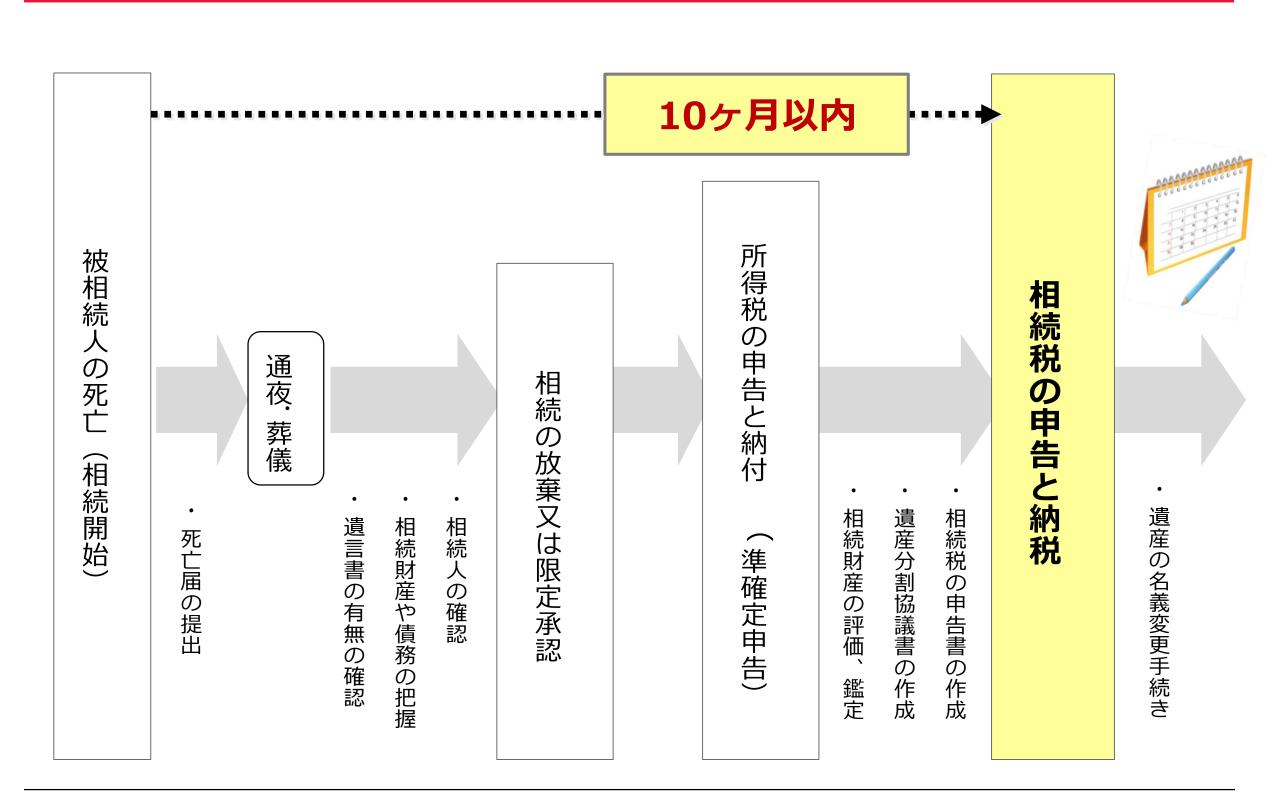
何か、注意点は あるのだろうか?



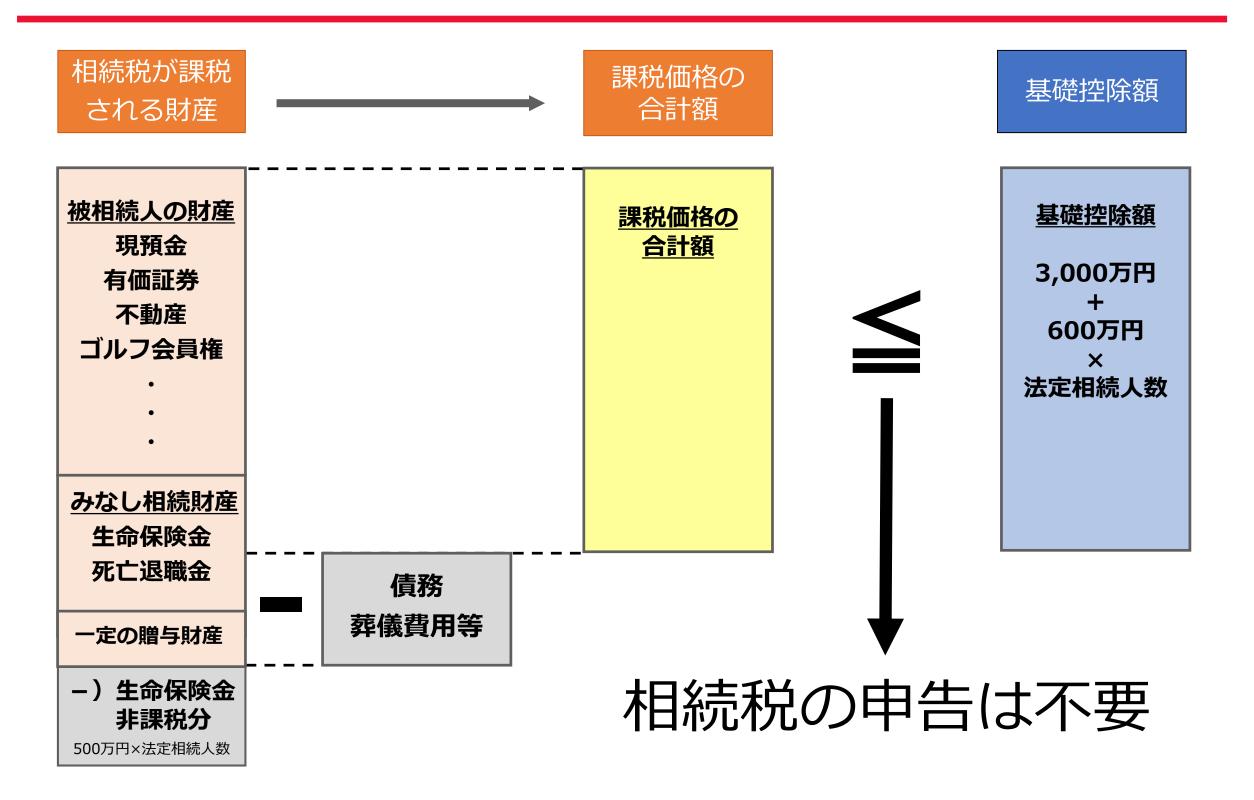
2. 相続税とは



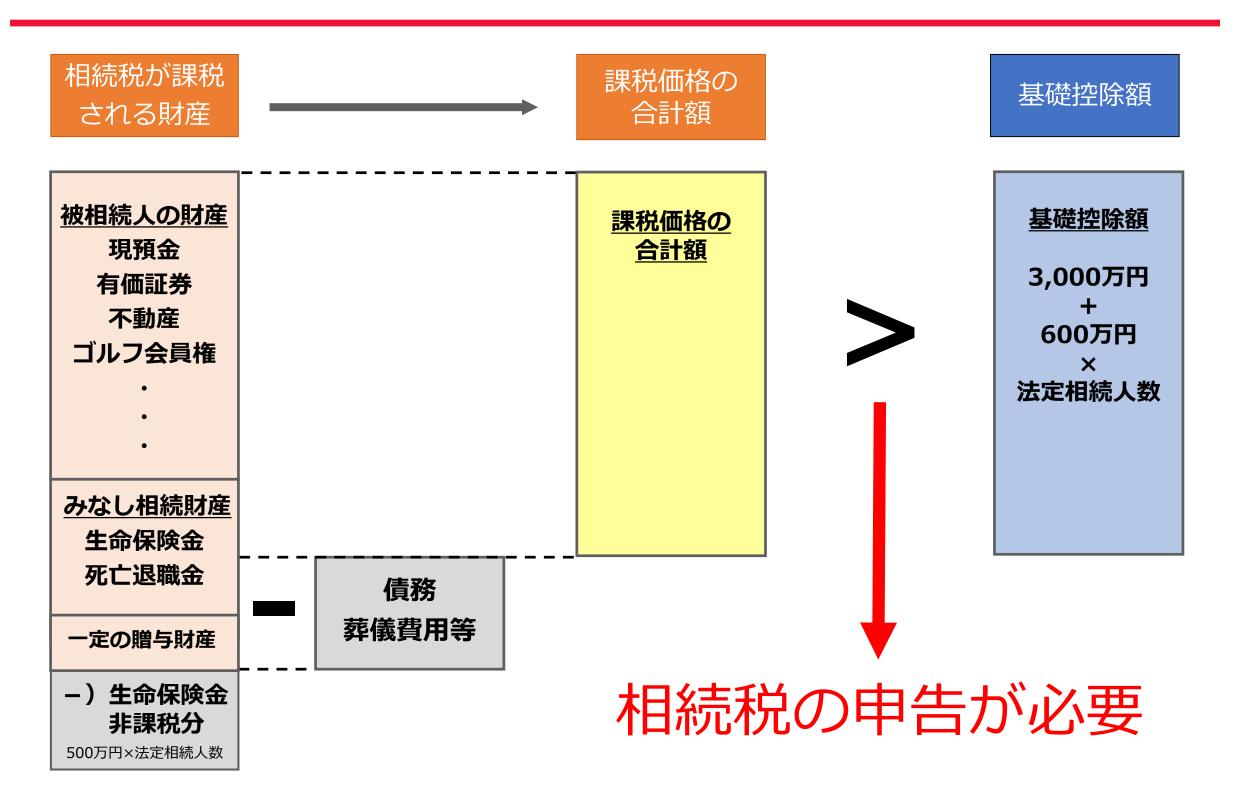
3. 相続税の申告・納税の期限



4. 相続税の申告が必要な場合



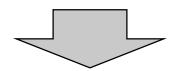
5. 相続税の申告が必要な場合



6. 相続税の申告・納税とその注意点

相続税の申告

- ◆申告が必要な場合:相続税の課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合
- ▶「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の評価減」などの相続税の特例を 受けることで、相続税の納税が無い場合も申告は必要
- ◆申告書の提出先:被相続人の死亡時における住所地の税務署
- ◆申告・納付期限:**相続開始から10ヶ月以内**
- ◆納税方法:**原則 金銭での一括納付**、延納、物納



相続税の申告を申告期限までにできないと・・・

- ▶ 配偶者の税額軽減を受けられない。
- ▶ 小規模宅地等の評価減の特例を受けられない。
- ▶ 延納・物納ができない。
- 延滞税、無申告加算税など、税額の加算がある。



【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング(株)(以下「弊社」)が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、 予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないように お願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング(株)が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。 金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【東海東京証券の概要】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会